

奈良県告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十條第一項の規定に基づき、香芝市から大和都市計画道路（鎌田穴虫線、磯壁北今市線及び分川関屋線）の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十條第二項の規定により、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室において縦覧に供する。

平成二十八年四月十二日

奈良県知事 荒井正吾